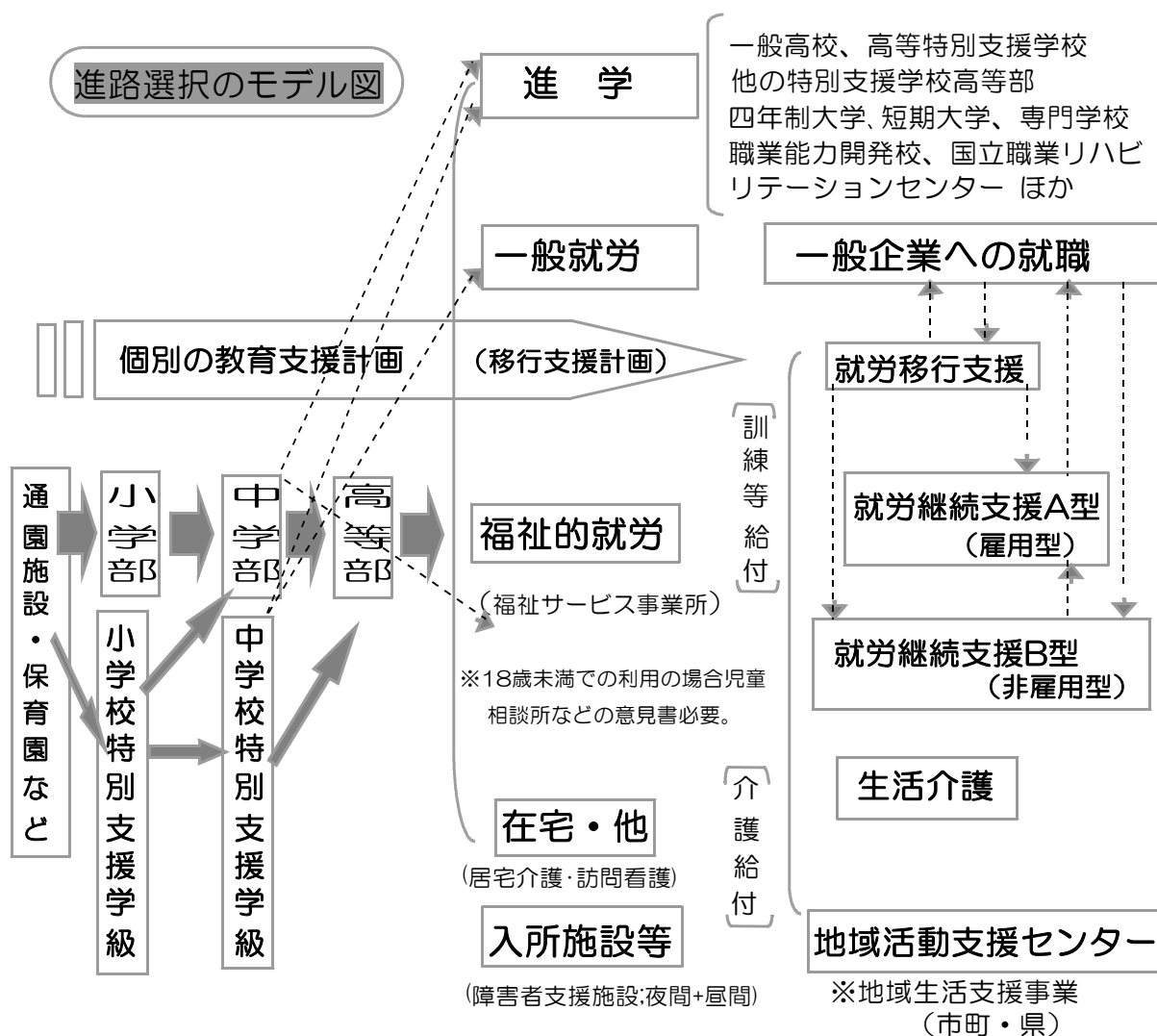


3 進路を考えるにあたって

(1) 小学部段階での進路について

特別支援学校に入学・転入したばかりの頃は、誰もが期待と不安でいっぱいのことと思います。親の手から離れ、家庭とは全く異なる学校・学級での生活がスタートします。お子様の障害に関することや行動特性等を担任に詳しくお伝えいただいたことと思います。毎日の生活・活動の様子や伝えきれないことは、連絡帳や送迎時の情報交換でお知らせいただいております。お子様のことを担任と共有することは大切なことです。このことが「個別の教育支援計画」策定の始まりであり、進路に関する第一歩でもあります。

入学すると高等部まで進学することを当然と考え、「高等部卒業までは、まだまだ先だから。」などと卒業後のことを具体的に考えないことがあります。ほとんどの子どもたちが高等部に進学している状況の中にあっては無理もないことではあります。しかし、毎日の生活を大切にするとともに、お子様の長い将来の生活を考えていきたいものです。小学校卒業段階を大きな節目として、具体的な進路計画を立てることが大切です。



たとえば、「日常生活の指導」では、学校と家庭が連携して生活の基礎となる衣服の着脱や排泄などの身辺処理や食事などにていねいに取り組み、一人でできることが少しずつ増えてたり、主体的に取り組めるようになってたり、時には適切な支援を上手に受け入れられるようになってきたらと思います。「生活単元学習」などでは、経験の幅を広げ多くのことに興味・関心をもって取り組んで欲しいと思います。

特別支援学校では、毎年「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を策定・作成しています。一人一人の将来の姿を見据え、現在の状況を確認し、「課題」を明確に

して担任と共通理解しています。この課題決定の際に、お子様の現在の状況をしっかり見つめることが大切です。「課題」は、できていないことばかりに目を向けるのではなく、得意なことを伸ばしたり、がんばって改善が見込まれることに着目したりすることも大切です。授業参観等の来校の際に、上の学年や他学部の活動等にも関心を持つことで、お子様の将来像の参考になることがあります。

特別支援学校の小学部を卒業する児童の多くは、そのまま中学部に進学します。本校においてもほとんどはあさひの中学部への進学です。しかし、意外に中学部の様子については知らないことが多いものです。学校開放週間などの機会を利用して中学部の様子を知ることも大切です。

また、病気治療や転居等により他の特別支援学校への転校の場合や、お子様の教育的ニーズから地域の小・中学校へ転校・進学を希望するケースなどもあるかと思えます。このような場合は、本校の教育支援委員会にて検討を重ね学校と家庭とで共通理解を図り、よりよき進路を導き出していきたいと考えます。進路についての悩みやお考えを授業参観や個別面談、家庭訪問などの機会をとらえ担任へお話しいただければ幸いです。

さらに、地域の相談支援事業所か居住地の障害福祉課等へ行き、「放課後等デイサービス」や「短期入所（ショートステイ）」等のサービスを利用できる**レスパイト**サービス事業所などの手続きの方法について知っておくことも重要です。

※レスパイトとは、障害のある人や家族のニーズに応え、**必要なときに、必要なだけ、必要な援助をすること**により、介護から離れられずにいるご家族を一時的に一定の時間、障害児（者）の介護から解放することによって日頃の心身の疲れを回復し、ほっと一息つけるようにする援助のことです。

（２）中学部段階での進路について

義務教育を終える段階では、次のようなことが考えられます。

- ・特別支援学校高等部、高等特別支援学校、一般高等学校
- ・職業訓練校（職業能力開発校など）
- ・障害福祉サービス事業所（通所・入所）（※特別の事情の場合。意見書が必要。）
- ・就職（中卒での就職の場合、ハローワーク等への登録、申請が必要。）
- ・在家庭（家業従事、家事手伝い、居宅福祉サービス利用 など）

おもに中学部卒業段階では上記のような進路先が考えられますが、お子様の現在の力や進路先への適応を見通し、予想される将来の生活などを総合して進路先を考えます。

特別支援学校中学部を卒業する子どもたちのほとんどは、高等部に進学するようになりました。中学部から高等部への進学を当たり前のように考える向きもあります。しかしながら、中学３年までは義務教育。本校高等部進学希望であっても、入学者選抜を経て合格しなければ、入学できないということなので、進路を選択・決定するという意識をしっかりと持ちたいものです。

「高等部があるから高等部へ」「将来のことは高等部へ入ってから考える」ということではなく、お子様の現在の姿を見つめ直し、ご家族で将来のこと、家族のあり方などを話し合っておいてください。お子様への接し方、ケアの仕方、お手伝いの経験など、大切なことが見えてきます。

中学部では、作業学習（２班）なども行われ「働く」意識を高めています。ご家庭でも、お手伝いへの取り組みを大切にしてください。

本校では中学部の１班生徒が、３年間で複数の地域での施設見学を実施しています。高等部進学前から、将来の進路選択に向けて、福祉サービス事業所の雰囲気を感じ取って欲しいと願っています。

(3) 高等部段階での進路について

高等部を終える段階では、次のような進路が考えられます。

- ・進学（四年制大学、短期大学、各種専門学校 など）
- ・職業訓練校（職業能力開発校・国立職業リハビリテーションセンターなど）
- ・障害福祉サービス事業所（通所：就労移行、就労継続支援 A 型・B 型、生活介護・入所：入所支援）
- ・就職（一般企業：正規雇用、契約、パート採用、特例子会社 など）
- ・在家庭（家業従事、家事手伝い、居宅福祉サービス利用 など）

進学・職業訓練校入学以外は、高等部卒業で学校生活が終わります。高等部からの進路先は、就職か施設（＝福祉サービス事業所）ということが多いようです。卒業した子どもたちがどこで生活するにしても、できる限り自立的に生活して欲しいと考えます。

進路に関する考え方は様々で、一個人に対する進路の考え方も複数あるかもしれません。進路の最終決定者はお子様と保護者です。お子様の今後の将来を考え、一番適切な進路選択ができるように、学校や行政機関、相談支援事業所や施設などと連携して総合的に決定していく必要があります。特に障害福祉サービス事業所を希望する時、現行制度では、福祉サービスを受ける（希望する）際には、相談支援事業所において「**計画相談**」を行って、その後に支給決定を受けることが望ましいとされています。

大切なことは、自分で選ぶ進路選択ができるよう、保護者自身もいろいろな場所へ行って実際に見学して進路に関する情報を集め、福祉の流れをつかんでいくことです。

それを踏まえながら自分なりの進路に関する考え方を固め、お子様に一番合う場所を検討し、納得した上で決定していくことが大切であると考えます。それゆえ、保護者の姿勢というものが、今後のお子様の将来に大きく影響してくるものです。学校側としても、ともに情報を共有しながら協力していきたいと思えます。

※「**計画相談**」＝各種障害福祉サービスを受ける際に、相談支援事業所で本人・ご家族の状況を把握し（アセスメント）、適切なサービスプラン・支援計画等を作成し、担当者会議を経て、施設利用の支給決定を行政がくだし、施設利用が開始できるようにする一連の手続きのことです。（セルフプランでの提出も可能です。）

就業体験・体験学習・校内実習

高等部では、年 2 回就業体験・体験学習・校内実習の期間を設けています。期間中 1、2 班の生徒に対しては、一般企業や福祉サービス事業所での「就業体験」や「体験学習」、校内においては 1 週間集中して作業に取り組む「校内実習」にも取り組んでいます。3 班の生徒に対しては、卒業後の進路先として事業所選択ができるよう、保護者の送迎で生活介護事業所等での「1 日の体験学習」を実施しています。これらの体験機会を通して進路先の方向性を確認します。

福祉サービス事業所の進路選択について

福祉サービス事業所の利用手続きは、卒業後に利用したい事業所（施設）で就業体験・体験学習を在学中に行い、保護者が利用希望を各事業所に伝えるとともに、お住まいの地域の障害福祉課の窓口にて障害福祉サービス利用のための申請手続きを行います。

（9 / 1 ～ 11 / 10 の間）群馬県内の全ての施設に関しては、入所調整委員会のガイドラインにしたがって、利用順位を受け入れ施設側が決定し、12 月中旬までに利用許可等の連絡が市町や学校へ届き、それ以降に、保護者・本人が各事業所と契約を交わすとともに、相談支援事業所での計画相談を経て、受給申請支給決定後から、施設利用開始となります。

なお、就労継続支援 B 型事業所に関しては、平成 28 年度より、卒業後すぐには利用できなくなり、移行支援事業所利用を経なければならぬことになりました。ただし、新規卒業生の場合は、在学中に移行支援事業所での B 型利用のためのアセスメント実習をすることにより、B 型適のアセスメント決定を受けられると、卒業と同時に就労継続支援 B 型事業所の利用ができることもあります。B 型利用希望のある場合には、1 年の段階で担任や進路指導主事にお知らせください。

2022 年 10 月の法改正により、「就労選択支援」のサービスへと移行される予定で、就労アセスメントも含めて、今後の動向に注視していく必要があります。